

令和3年10月21日

(2021年)

教育委員会事務局学校教育課

学校生活の状況について

標記の件について、下記のとおり報告します。

- 1 令和2年度（2020年度）生徒指導のまとめ P 2～13
- 2 令和3年度「いじめ調査」（1回目）の結果について P 14～15
- 3 小中学校等の新型コロナウイルス感染症の状況と夏期休業以降の
対応について P 16

令和 2 年度（2020年度）

生徒指導のまとめ

城陽市小中高生徒指導連絡会
城 陽 市 教 育 委 員 会

令和2年度 城陽市における小・中学校問題行動等の概要

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

城陽市教育委員会 学校教育課

1 問題行動の概要

(1) 小学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は161件で、前年度より31件増加
- ・総指導人数は264人で、前年度より37人増加

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、2年生・3年生で大きく増加

③男女別指導人数の状況

- ・男子が220人（全体の83.3%）で、前年度より36人増加
- ・女子は44人で、前年度より1人増加

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は10月が最も多く、次に7月・11月と続く
- ・指導人数は10月が最も多く、次に7月と続く

⑤概要

前年度と比べ、「対教師暴力」が増加している。しかし、「児童間暴力」「器物破損」等は減少している。「その他」の事象が全体の87.6%を占めており、その主な内容は、児童間トラブル（けんかやからかい等）が多く、危険な行為や教師反抗や校外迷惑行為もある。

「不登校」については前年度と比べ、14人減少しており、6年生が11人と最も多い。

(2) 中学校の状況と概要

①件数及び指導人数の状況

- ・問題行動の総件数は138件で、前年度より60件減少
- ・総指導人数は251人で、前年度より100人減少

②学年別指導人数の状況

- ・学年別指導人数は、前年度と比べ、2年生・3年生で減少
- ・全体としては、1年生の指導人数が最も多い

③男女別指導人数の状況

- ・男子が171人（全体の68.1%）で、前年度より113人減少
- ・女子は80人で、前年度より13人増加

④月別の指導件数と指導人数の状況

- ・指導件数は10月が最も多く、次に6月・2月と続く
- ・指導人数は10月が最も多く、次に11月と続く

⑤概要

前年度と比べ、多くの事象が減少している。特に、「生徒間暴力」「対教師暴力」等が減少している。「その他」の事象が全体の97.8%を占めており、その主な内容は、生徒間トラブル（けんかやからかい・いやがらせ）が多く、携帯電話・スマートフォン等不要物の持ち込みや使用、テストの改ざんといったルール違反や教師反抗もある。

「不登校」については前年度と比べ、4人増加しており、2年生の人数が多い。

(3) 全体的な傾向と考察

① 「暴力的事象」（生徒間暴力、対教師暴力、対人暴力、器物損壊）については、小学校では児童間暴力が減少しているが、対教師暴力は増加している。中学校については生徒間暴力や対教師暴力は減少している。各学校では、「暴力は如何なる理由があろうとも絶対に許されない行為である」という認識で、全教職員が共有し、毅然と対応し継続的な指導を進めてきた。また、保護者とも連携を密にし、特に課題のある児童生徒には、指導と支援を粘り強く続けてきた。

小学校では、6年生、2年生の順に多く、また中学校では、1年生、2年生の順に多い。小・中学校とも、1学期後半からの学校生活に慣れた時期からトラブルが多くなる傾向がある。お互いに上手にコミュニケーションがとれるような指導をしていく必要がある。

② 「不良行為等に関わる事象」（悪質ないたずら、無断外泊・家出等）については、小学校では悪質ないたずらが2件発生した。また、中学校では家出が1件発生した。小・中学校ともに不良行為の発生件数は近年減少傾向にある。

また、「窃盗的事象」（万引き、金銭物品盜、金銭の持ち出し等）については、小学校では「万引き」事象が1件発生した。中学校では「万引き」「金銭の持ち出し」事象は発生していない。「窃盗的事象」についても発生件数が少ない状況である。

各学校では、警察等の協力を得て「非行防止教室」を実施し、規範意識の向上に努め、小学校においては、中学年に対象を広げ、また中学校においては、夏休み以降に事象が増加することから早い段階で実施している。

③ 昨年度までと同様に、小・中学校とも事象全体の中で「その他」の事象が大きな割合を占めている。その主な内容としては、「生徒間トラブル（けんかやからかい・いやがらせ）」「ルール違反」「教師反抗」「授業エスケープ等」「危険な行為」等があげられる。

また、スマートフォン・携帯電話やパソコンによるインターネット・メール等のメディアを介しての「ネットによるトラブル」もあり、これらの事象は、いじめや大きな犯罪につながる可能性があり、その危険性や情報モラルについて正しく理解し、またその活用方法についても指導し、徹底していく必要がある。

④ 不登校児童生徒数は、前年度と比べると、小学校では減少し、中学校では増加している。不登校児童生徒に対してきめ細かく柔軟な対応が必要である。特に特別な支援を要する児童生徒も多く、状況把握をしっかりと行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の有効的な活用と、適応指導教室の活用も含めた、より丁寧な指導が必要であり、また関係機関との連携を進めることも効果的だと考える。中学校では2年生が多く、小学校では6年生、5年生といった上級生の人数が多い。学校の組織的な対応と今後もより丁寧に寄り添い、保護者と連携しながら継続的な指導と支援が大切であると考える。

2 指導課題

(1) 生徒指導の三機能を生かした教育活動の展開

生徒指導の三機能（自己有用感、共感的人間関係、自己決定）をあらゆる教育活動の場に生かすことで、生徒指導のねらいである「自己指導能力」の育成を図ることができる。

① 「自己有用感を与える」

達成感や成就感を味わうことで、自己有用感（自分が価値のある存在である）を実

感する。

②「共感的人間関係を育成する」

互いを尊重し認め合い、共感的に理解し協力し合える人間関係を築く。

③「自己決定の場を与える」

自らの課題を見出し、自ら考え、判断し行動する。これらの視点をあらゆる教育活動の場面で持つことが大切である。

(2) 児童生徒の規範意識の醸成

学校や社会のきまり・ルールを守ることの意義や重要性などの規範意識の醸成を図るために、学級活動や道徳、「非行防止教室」などを積極的に活用し、日々の教育活動全体を通じて、繰り返し粘り強く指導することが求められている。

規範意識の醸成は家庭におけるしつけが核になるが、学校はそれを社会に生きる人間の生き方として深めていく役割を担っている。学校と家庭、地域との協力・連携により、規範意識の醸成に努めていくことが重要である。

(3) 指導体制の確立と組織的・計画的な指導の推進

生徒指導は、全ての教育活動を通じて、全教職員が協力して進める必要があり、そのためには、全教職員が方針や取組等を共通理解し、協働体制を築くことが大切である。また、児童生徒一人一人の自己実現を援助するためには、全教育活動においてねらいを明確にし、組織的・計画的に生徒指導を推進する必要がある。

生徒指導の全体計画・年間計画の作成については、児童生徒の課題を十分に把握・分析し、家庭や地域社会との連携やそれらが持ち合わせている教育力を十分に活用するという視点も大切である。

(4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応できる体制づくり

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものもあり、また、極めて深刻な事態となる危険性がある。このことを教職員一人一人が常に意識し、未然防止、早期発見・早期対応に向けて学校全体として組織的に取り組むことが必要であり、次のような視点を持つことが大切である。

① 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を、児童生徒に示し、徹底するとともに、道徳や学級活動等をはじめ、全教育活動を通じて児童生徒の人権意識を更に高める指導を行う。

② 教師と児童生徒の信頼関係を築くとともに、児童生徒がいつでも気軽に教師に相談できる雰囲気づくりに努める。また、「スクールカウンセラー」や「心の居場所 サポーター」、「まなび・生活アドバイザー」などの積極的な活用を図る。

③ いじめアンケート調査、教育相談活動、作文や生活記録ノート、行動観察等多面的な情報収集に努める。また、教職員が日常的にアンテナを高く張って、児童生徒から発信される危険信号を見逃さずキャッチすることも大切である。

④ 「城陽市いじめ防止基本方針」や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、学級担任だけではなく、学年や学校全体で組織的で総合的な力、チームで対応する。また、学校のみで解決することに固執せず、必要に応じて関係機関等の活用、連携をして指導にあたる。

⑤ インターネットやスマートフォン・携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童生徒に対する危険性や情報モラルに関する指導を進めるとともに、保護者や地域に対しても幅広く情報提供や啓発活動を進める。

⑥ いじめの指導が終了したその後も十分注意を払い、見守りを続け、いじめが解消に至った後も日常的に注意深く観察を行い、継続的にきめ細かな指導を行う。

(5) 教育相談の充実と不登校児童生徒への対応

教職員は、児童生徒との日常の何気ない会話も教育相談の一つと捉え、子どもの心の葛藤や不満、悩みや不安といった内面の理解に努めることが必要であり、教師自身がカウンセリングマインドを身に付けることが大切である。

そして、不登校児童生徒の態様は多様化しており、その対応についても個々の児童生徒の状況に応じた支援が必要である。不登校児童生徒の対応については、次のような支援が考えられる。

- ① 学校に登校できるが教室に入りにくい児童生徒に対しては、別室登校、放課後登校による相談活動や学習支援等を進める。
- ② 外出することはできるが、学校には登校できない児童生徒に対しては、城陽市適応指導教室（ふれあい教室）への通室や教育相談、フリースクール等への通室、ふれあい宿泊学習等への参加を呼びかける。
- ③ 家庭にひきこもり傾向の児童生徒に対しては、担任等による家庭訪問を行う。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携を行い、個々のニーズにあった放課後登校等の具体的な支援を行う。

また、保護者への相談活動も重要であり、保護者がスクールカウンセラー等への相談を通して心の安定を図ることができ、その結果、子どもの安定につながることも期待できる。

(6) 家庭、地域、関係機関との更なる連携強化

現在の児童生徒の問題行動は、学校の指導体制や相談体制だけでは十分に対応できない場合がある。児童生徒が内面に深刻な問題を抱えている場合、普段表面化しなくても、問題行動が突如出てくる場合がある。さらに、学校の教育的レベルを超えた犯罪的な行為や危険な行為、医療の専門的知識が要求される問題、児童虐待など家庭の養育環境から生じる問題など、学校の教育力だけでは対処しきれない問題も増加している。

児童生徒の健全な育成を図るために、学校・家庭や地域、関係機関等が、相互のネットワークを形成し、連携を深めていくことが必要である。

(7) 緊急問題への対応 <緊急問題が生じた場合の対応の一例>

※ 必要なメモ、記録、文書の作成及び公文書としての整理と保存

- ① 事実を正確に把握した初期対応
- ② 校長（教頭）への連絡と生徒指導主任、学年主任への連絡
- ③ 情報の収集・整理と当面の方針の決定
- ④ 全教職員で事実と方針の確認
- ⑤ 本人の指導と家庭への連絡（保護者招校、家庭訪問等）
- ⑥ 市教育委員会への連絡と連携
- ⑦ 関係機関への連絡と連携
- ⑧ 二次的事象発生の防止（全体指導等）
- ⑨ 窓口の整理（報道等への対応）
- ⑩ 事後処理と課題の整理
- ⑪ 教材化・教訓化による教職員の資質向上

※ 緊急問題の対応に当たっては、組織性と機動性が問われる。まず、事実を正確に把握することが必要である。さらに、全教職員が事実と当面の対応、方針を共通理解し、解決に向けての各自の役割を果たすことが大切である。

令和2年度 城陽市小・中学校における問題行動の件数及び指導人数

令和2年4月1日～令和3年3月31日 () 内は令和元年度

校種		小学校			中学校				
事象		件数	人數		件数	人數			
			男子	女子		男子	女子		
問題行動	生徒間	3 (17)	5 (19)	0 (2)	5 (21)	0 (9)	0 (12)	0 (0)	0 (12)
	対教師	6 (3)	6 (3)	0 (0)	6 (3)	1 (3)	1 (2)	0 (1)	1 (3)
	対人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	器物損壊	6 (9)	6 (9)	0 (0)	6 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	恐喝	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	万引き	1 (5)	1 (2)	0 (5)	1 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	金銭物品盗	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	バイク・自転(動)車盗	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	金銭持ち出し	2 (5)	2 (3)	0 (4)	2 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	火遊び	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	喫煙	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	飲酒	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	薬物乱用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	悪質ないじめ・不健全な遊び	2 (3)	3 (5)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	無断外泊・家出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	わいせつ行為	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	不純異性交遊	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	141 (86)	197 (141)	44 (31)	241 (172)	135 (183)	168 (267)	80 (66)	248 (333)
	計	161 (130)	220 (184)	44 (43)	264 (227)	138 (198)	171 (284)	80 (67)	251 (351)

不登校等	不登校	29 (43)	18 (22)	11 (21)	29 (43)	93 (89)	42 (49)	51 (40)	93 (89)
	その他(自殺・被害)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	29 (43)	18 (22)	11 (21)	29 (43)	93 (89)	42 (49)	51 (40)	93 (89)

令和2年度 上位事象の状況（件数） <令和2年4月～令和3年3月>

【小学校】

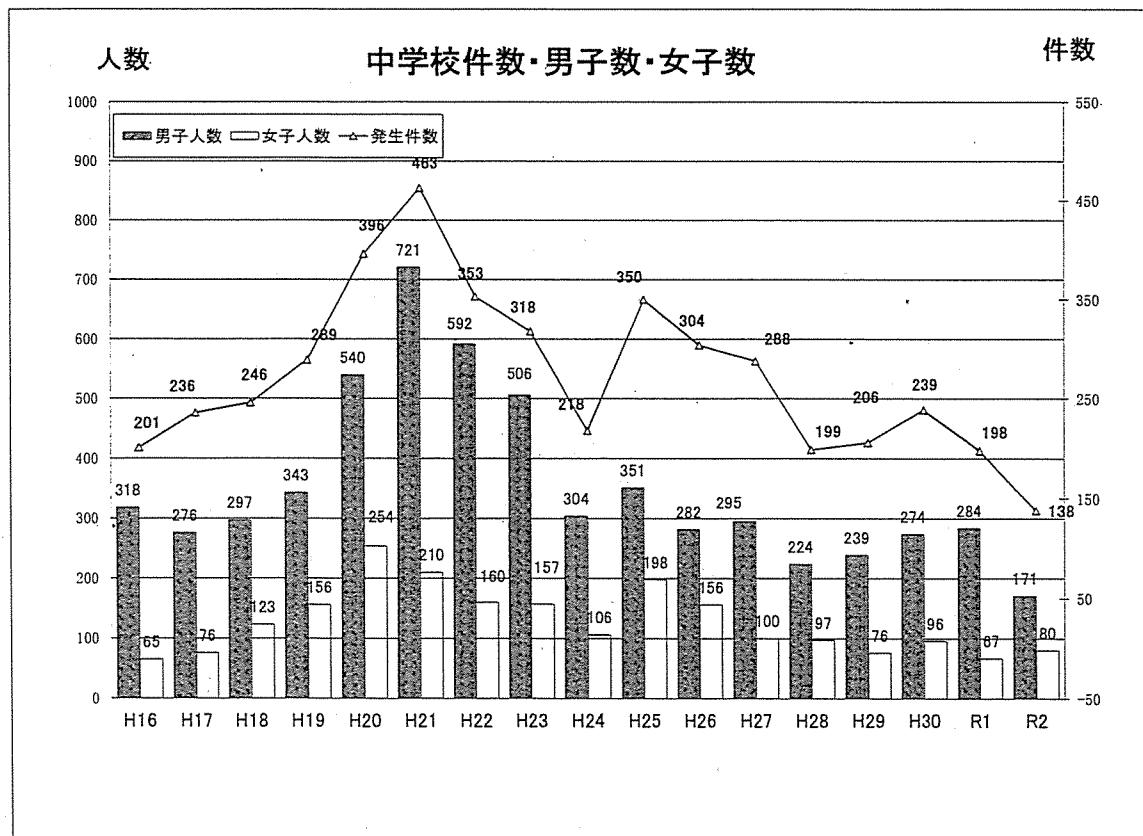
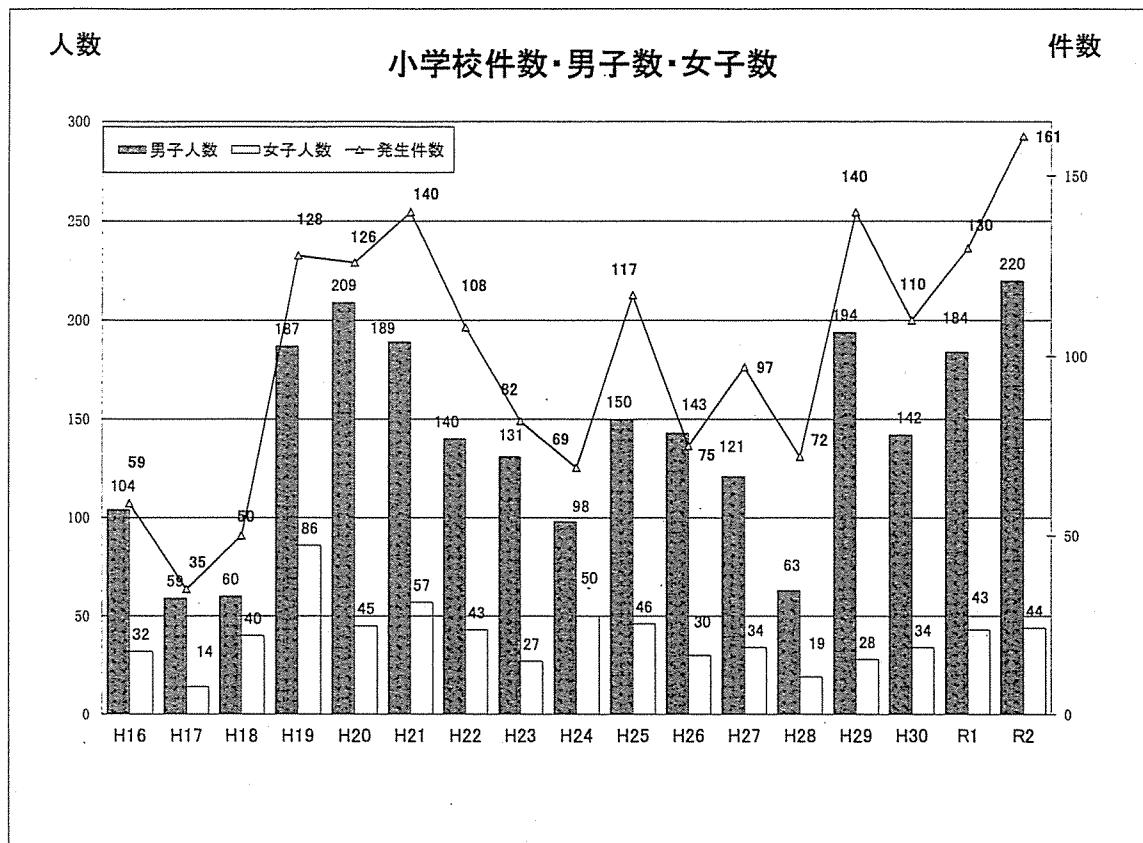
順位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
1	児童間暴力	13件	児童間暴力	17件	対教師暴力	6件
2	対教師暴力	5	器物破損	9	器物破損	6
3	金銭の持ち出し	4	金銭の持ち出し	5	児童間暴力	3
4	万引き	3	万引き	5	金銭持出	2
5	器物損壊	2	対教師暴力	3	悪質ないたずら・不健全な遊び	2
6	悪質ないたずら・不健全な遊び	2	悪質ないたずら・不健全な遊び	3	万引き	1
7	金銭物品盜	1	金銭物品盜	1		
8	対人暴力	1	不純異性交遊	1		
	その他	79	その他	86	その他	141
	不登校	36	不登校	43	不登校	29

【中学校】

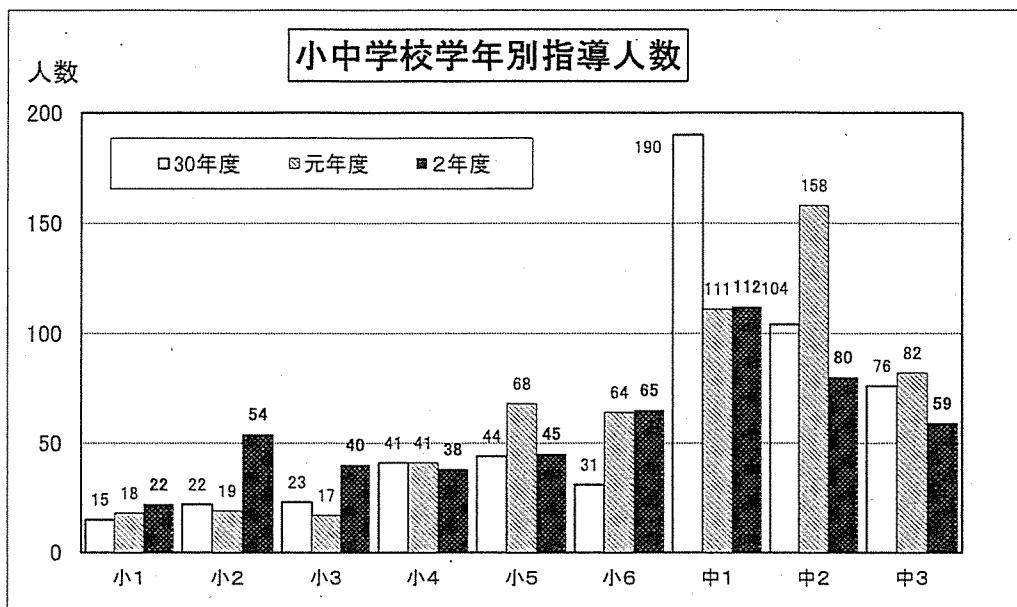
順位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
1	対教師暴力	9件	生徒間暴力	9件	対教師暴力	1件
2	生徒間暴力	8	対教師暴力	3	無断外泊・家出	1
3	金銭の持ち出し	3	自転車盜	1	喫煙	1
4	喫煙	2	無断外泊・家出	1		
5	金銭物品盜	1	わいせつな行為	1		
6	対人暴力	1	対人暴力	1		
7	無断外泊	1				
	その他	213	その他	183	その他	135
	不登校	78	不登校	89	不登校	93

問題行動の状況

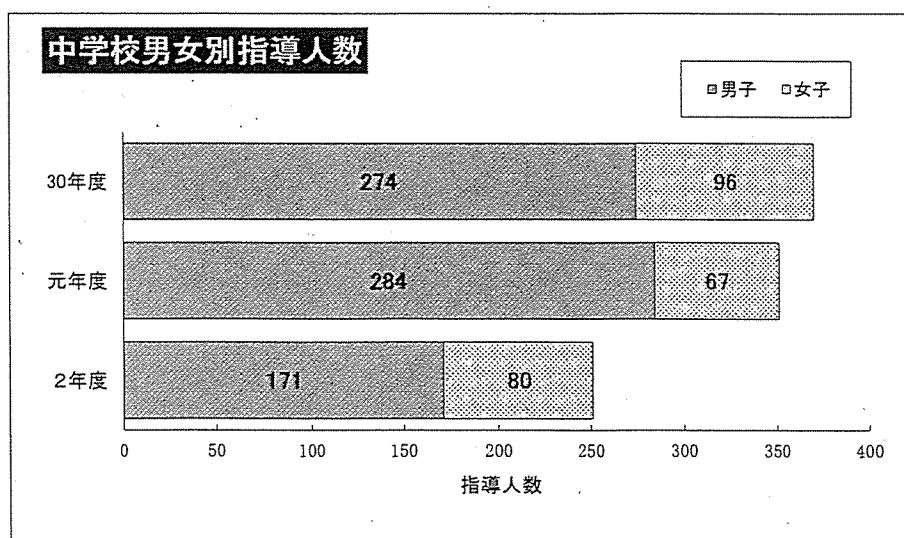
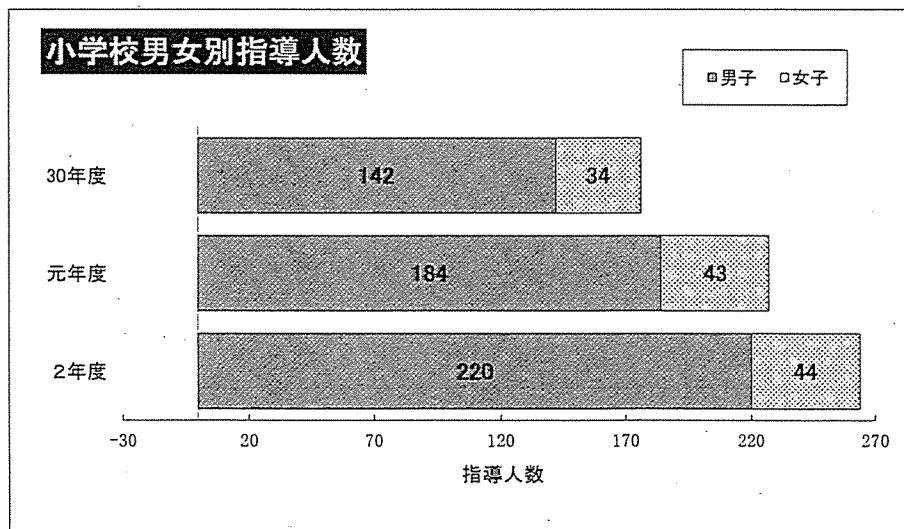
1 件数及び人数



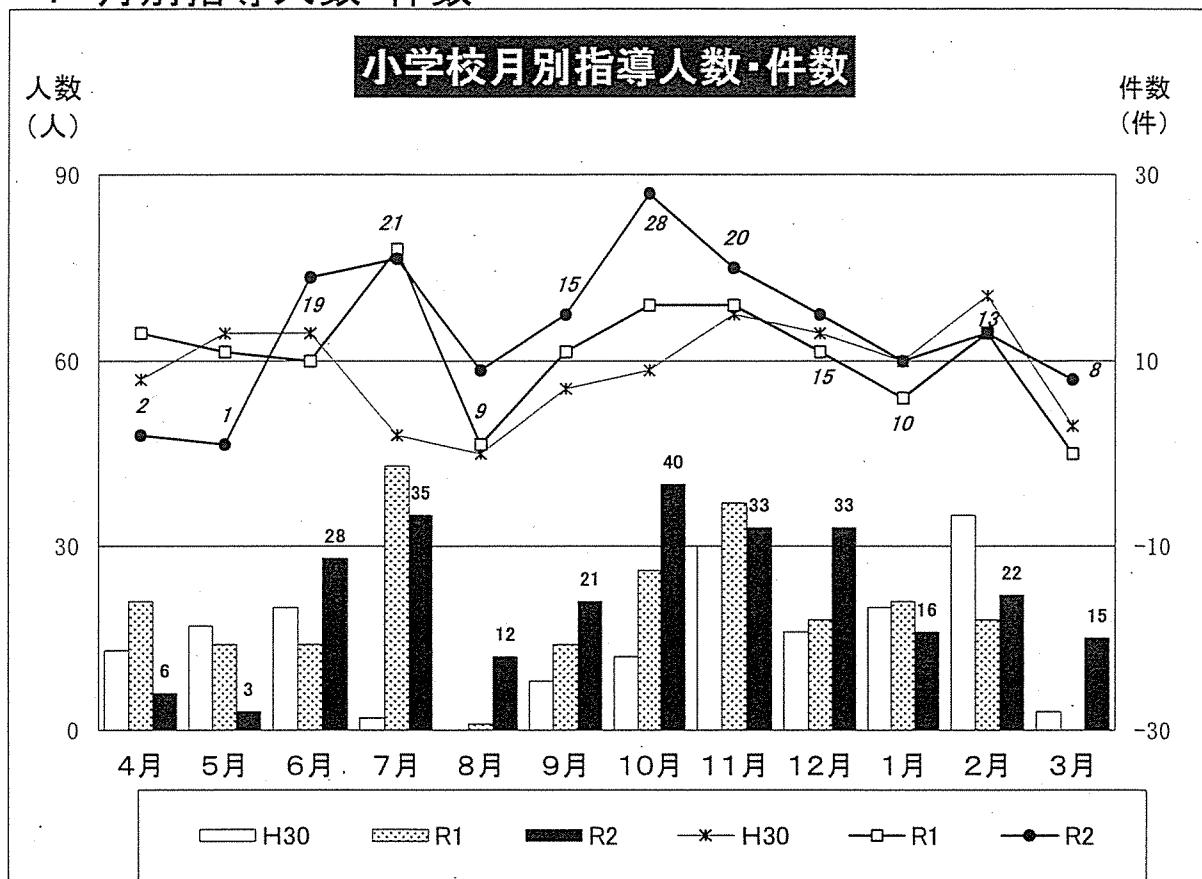
2 学年別指導人数



3 男女別指導人数

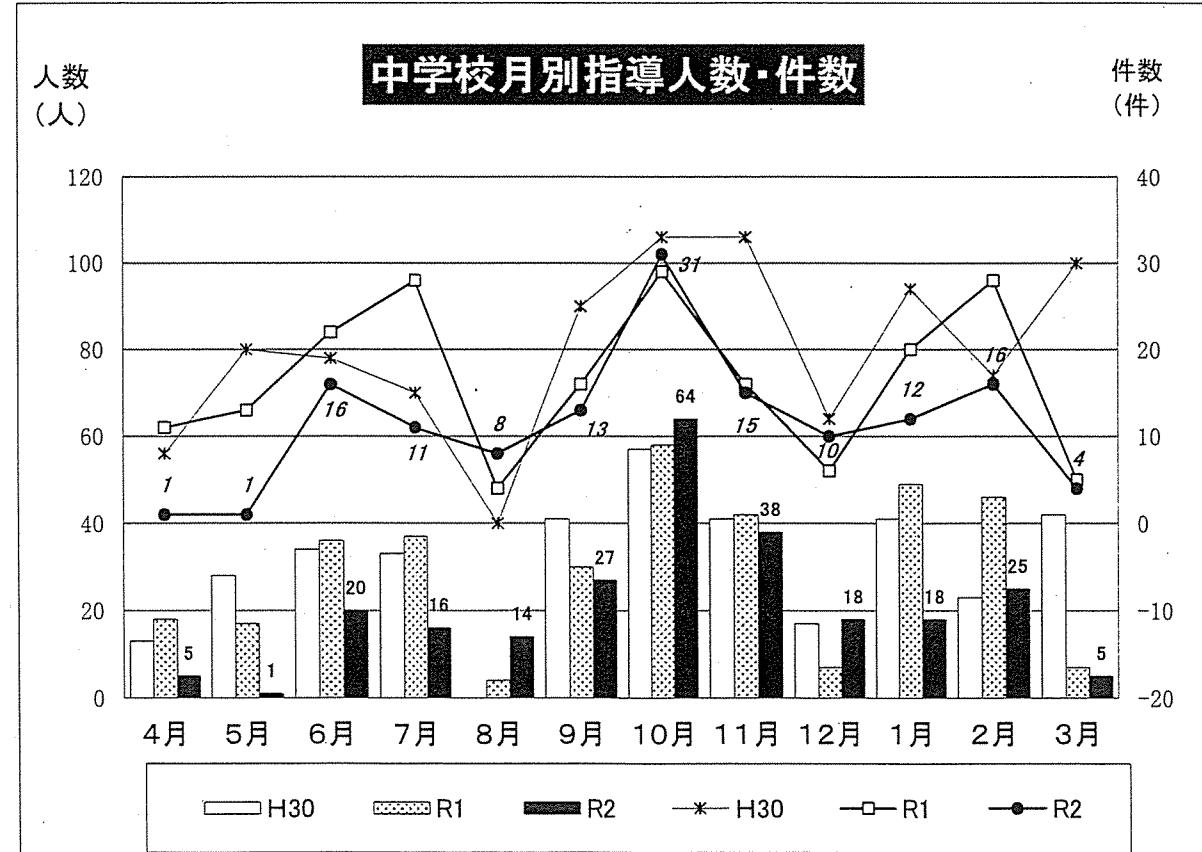


4 月別指導人数・件数



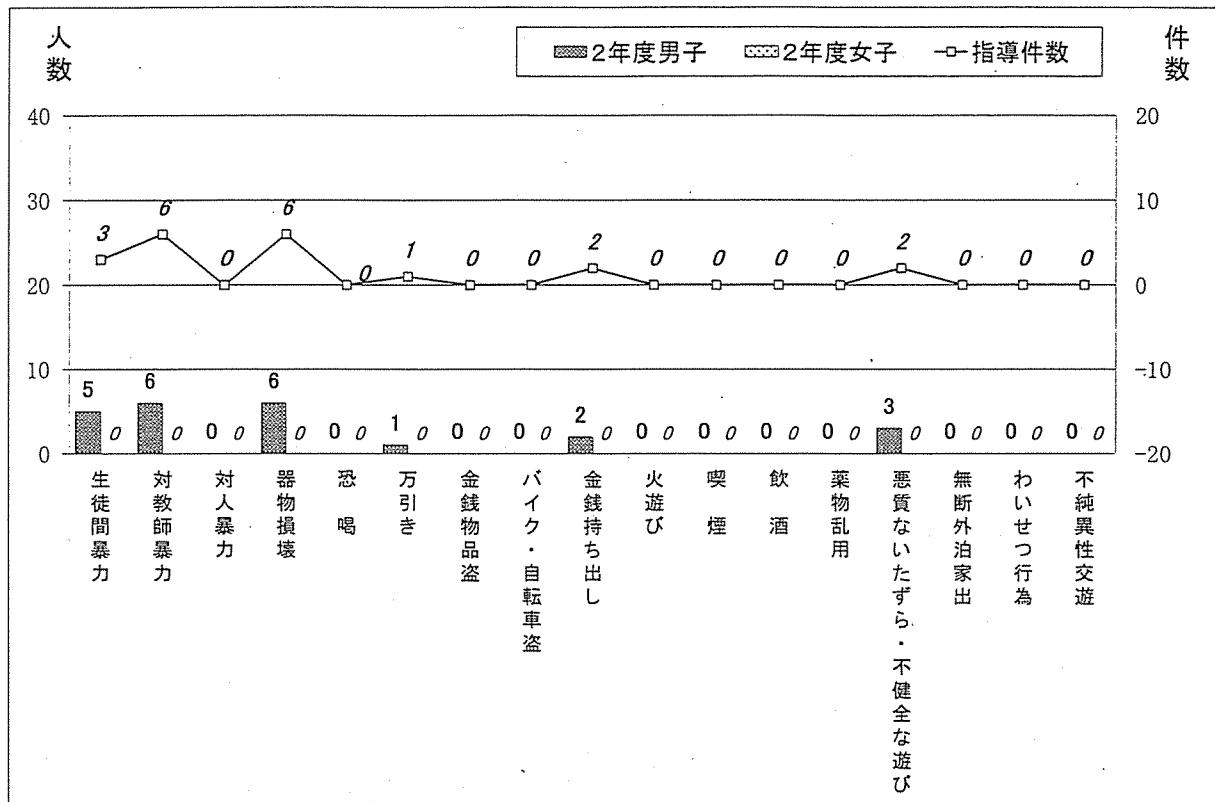
人数
(人)

中学校月別指導人数・件数

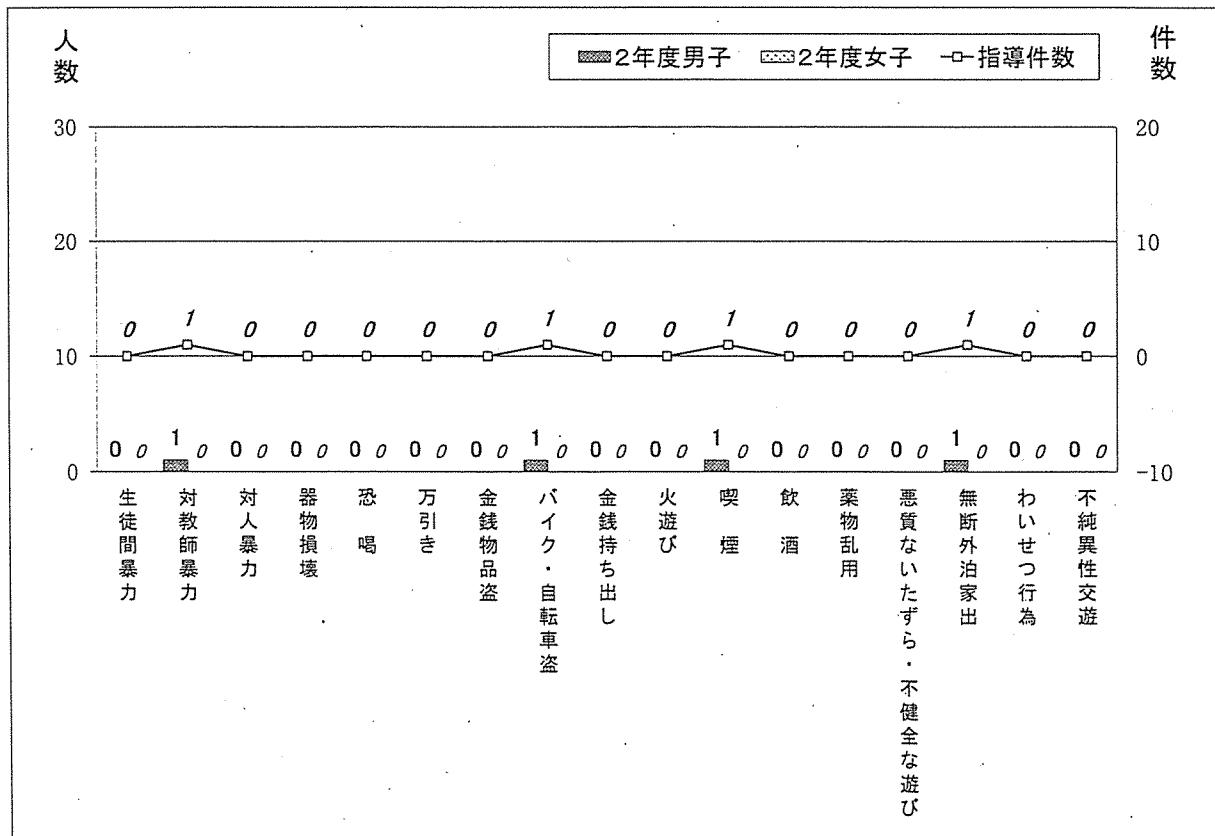


5 事象別指導人数・件数

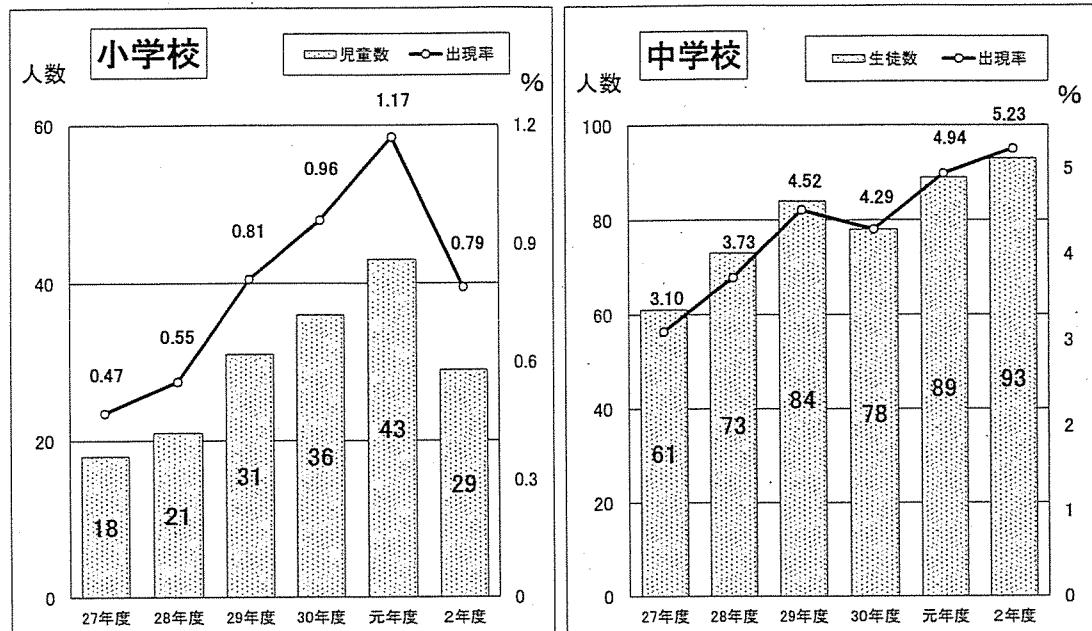
<小学校>



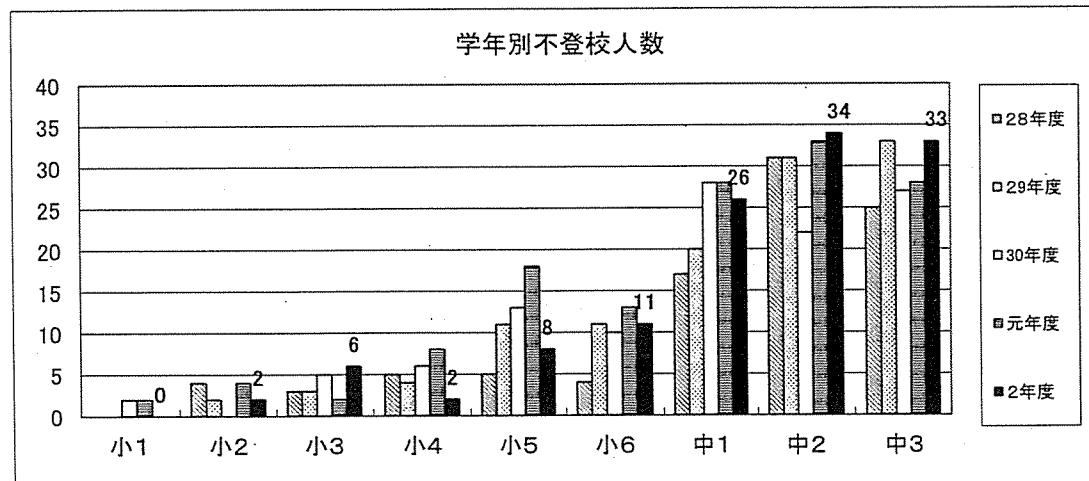
<中学校>



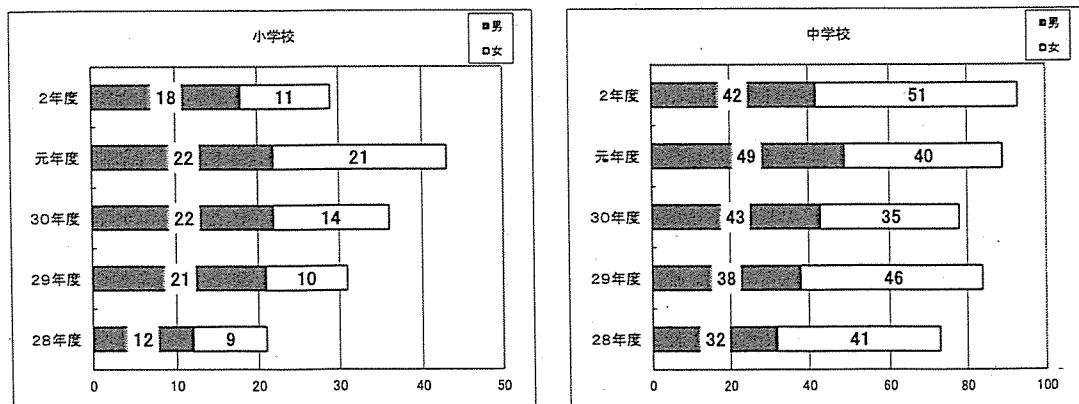
6 不登校児童生徒数の推移



7 学年別不登校人数



8 男女別不登校人数



城陽市

令和3年度「いじめ調査」(1回目)の結果について

1 アンケート調査の状況

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	10	0	5	0
無記名式	0	0	0	0

2 認知・未解消・解消件数

調査数	認知件数	今回の調査				解消	
		未解消		A 要指導	B 要支援		
A	322	72	24	22	26	0	
B	205	40	17	6	8	9	
C	585	96	45	27	24	0	
D	301	61	8	4	49	0	
E	415	86	0	0	86	0	
F	390	71	36	16	19	0	
G	299	42	0	0	42	0	
H	326	56	0	0	56	0	
I	514	83	8	8	60	7	
J	193	57	27	9	21	0	
小学合計	3,550	664	165	92	391	16	
K	412	10	0	1	9	0	
L	287	11	6	0	5	0	
M	367	21	0	7	14	0	
N	441	13	0	3	10	0	
O	250	9	1	4	3	1	
中学合計	1,757	64	7	15	41	1	

3 いじめの態様

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
小学校	421	118	185	95	10	27	74	21	0
中学校	41	11	14	4	0	2	5	3	0

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

令和3年度 「いじめ調査」(1回目)の結果について

<令和3年度1学期末(6月～7月)実施>

【言忍矢口】他の児童生徒からの言動等により、心身の苦痛を感じたもの
(いやな思いをしたもの)

学年 (調査数)	小1年 558人	小2年 562人	小3年 585人	小4年 589人	小5年 631人	小6年 625人	小合計 3,550人	中1年 607人	中2年 558人	中3年 592人	中合計 1,757人
認知件数 (発生率)	91 16.3%	136 24.2%	136 23.2%	98 16.6%	141 22.3%	62 9.9%	664 18.7%	36 5.9%	20 3.6%	8 1.4%	64 3.6%

↑
令和2年度
(1回目)
639
17.6%

↑
45
2.6%

	小学生	中学生
いじめの態様	① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	421(323)
	② 仲間はずれ、集団による無視をされる	118(121)
	③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	185(168)
	④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	95(82)
	⑤ 金品をたかられる	10(8)
	⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	27(26)
	⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする	74(42)
	⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	21(11)
	⑨ その他	0(0)

()の数字は昨年度

【未解消】

- A(要指導) いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 B(要支援) いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 C(見守り) いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする)。

	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	小合計	中1年	中2年	中3年	中合計
A 要指導	9	41	27	31	38	19	165	4	3	0	7
B 要支援	21	9	21	14	21	6	92	4	9	2	15
C 見守り	61	79	79	53	82	37	391	27	8	6	41

【角争消】 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする)

学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	小合計	中1年	中2年	中3年	中合計
解消件数	0	7	9	0	0	0	16	1	0	0	1

【重大事態】 いじめにより、児童生徒の生命、心身・財産に重大な被害が生じたもの
又は児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているもの

該当件数なし

(令和3年度対応状況)

小中学校等の新型コロナウイルス感染症の状況と夏期休業以降の対応について

1. 感染状況について

6月までの感染者	小学校	8名、中学校	7名、教員	4名
7月の感染者	小学校	1名、中学校	1名、教員	0名
8月の感染者	小学校	20名、中学校	21名、教員	0名

9月30日時点の状況

陽性者 1名、濃厚接触者 8名、感染が不安で欠席 9名

2. 夏期休業以降の感染防止対策を含む学校の対応について

8月18日 部活動を8月20日から当面の間、停止するよう指示

8月24日 緊急事態宣言を受けて、臨時校園長会議を開催し、2学期当初の対応を協議

- ア 保健所業務である疫学調査の一部を学校が代わって行うよう依頼。
- イ 感染対策を講じても、なおリスクの高い教育活動は自粛すること。
- ウ 体育科の授業は、保健や他教科に振り替え、当面、行わないこと。
- エ 体育大会や修学旅行など教育的意義の高い活動は、今後の状況を注視しつつ、工夫を加えて実施に向けて検討を行うこと。

9月 7日 体育科の授業は、感染対策を講じた上で、9月13日から実施するよう指示

9月27日 部活動停止を解除し、9月27日から段階的に再開するよう指示

10月 1日 緊急事態宣言解除後の対応を指示

- ア 感染リスクの高い教育活動は、引き続き感染対策を講じた上で、段階的に実施していくこと。
- イ 宿泊を伴う教育活動は、訪問地域の感染状況や活動内容等を考慮し実施すること。
- ウ 臨時休業及びやむを得ず登校できない児童生徒への対応として、タブレットを有効に活用するなど、学習保障や教育相談を一層促進すること。
- エ 部活動は、自校を含め2校程度のとし、活動場所は市内に限る。また、10月9日からは近隣市町を含めることも可とする。

3. 主な学校行事

(1) 小学校

- ア 運動会は、体育科の保護者参観の形態で実施
- イ 修学旅行及び林間学習は、日程変更を行い実施予定

(2) 中学校

- ア 体育大会は、規模縮小等の対応を行い実施
- イ 修学旅行は、日程変更を行い実施予定
- ウ 合唱コンクールは、自校体育館で行うことで実施予定
- エ 部活動新人大会は、オンラインによる開会式と競技ごとの開催日程で実施予定

〈参考〉

8月 2日～8月19日 まん延防止等重点措置適用

8月20日～9月30日 新型インフルエンザ等特別対策法に基づく緊急事態宣言発令